



復興庁

Reconstruction Agency

記者発表資料

平成 25 年 2 月 22 日
復興庁

復興推進計画の認定について

下記のとおり、千葉県旭市から申請があった復興推進計画を 2 月 22 日付けで認定します（認定番号千葉第 1 号）。概要は以下のとおりです。

記

● 公営住宅法に係る特例措置

【対象区域】

千葉県旭市の全域

【特例措置の内容】

公営住宅の入居者は、公営住宅法第 23 条の規定により、住宅困窮要件及び入居収入基準の要件を具備しなければならないが、被災市街地特別措置法第 21 条の規定により、災害発生の日から 3 年（平成 26 年 3 月 10 日まで）に限り、入居収入基準の要件を不要としているところ、本計画の認定により、当該特例期間を更に延長し、平成 26 年度末まで、入居収入基準の要件を不要とするもの。

認定を受けた復興推進計画については、本日復興庁ウェブサイト (<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 藤井、日向、総崎、久住

TEL：03-5545-7234